

赤平市地域材利用推進方針

令和4年7月1日改正

赤平市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日林業木材第1487号）に即して策定するものであり、赤平市内又は北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、市内建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 市の取組

市は、自ら率先してその整備・施工する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく建築物等における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

2 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等を積極的に使用するものとする。

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅における地域材の利用の促進

市は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

市が整備する学校（幼稚園、小学校、中学校等）、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、庁舎等のほか、市以外の者が整備する上記に準ずる建築物であって、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

(2) 公共建築物における木造化・木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質化が可能と判断される部分については、木質化を図るよう努めるものとする。

また、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は、模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

3 公共土木工事における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共土木工事

市が所管する公共土木工事全般とし、工事現場での環境配慮への取組として木質バイオマスの利用(例：木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等)を促進するものとする。

第3 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。